

<宇栄原フットボールクラブ規約>

第1章

【名 称】

第1条 本クラブは、宇栄原フットボールクラブと称す。(略称 宇栄原FC)

第2章

【指 導 者】

第2条 本クラブの監督を比嘉文晴氏とする

第3章

【目 的】

第3条 本クラブは、学校教育活動以外に於いて、
スポーツを通し青少年の心身の育成に努めるとともに、
プロサッカー選手を目指す子供を育てる。

第4章

【活 動】

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) スポーツ活動(サッカー) (2) 他団体との交歓交流活動
(3) 奉仕活動 (4) その他本クラブの目的達成に必要な活動

第5章

【構 成】

第5条 本クラブは、クラブ員及びその父母をもって構成する。

第6章

【加 入 登 録】

第6条 本クラブへの加入登録は、本クラブ所定用紙をもって行う。
又、加入登録にあたっては、別に定める会費を
同時に納入するものとする。

第7章

【ク ラ ブ 登 録】

第7条

本クラブは、第6条に定める加入登録を行ったクラブ員・指導者を
日本サッカー協会、九州サッカー協会、沖縄サッカー協会及び
那覇市サッカー協会への登録を行うものとする。
又、クラブ員全員は『財団法人・スポーツ安全協会』の保険に
加入するものとする。

第8章

【役員】

第8条 本クラブに、宇栄原FC育成会を置く。

育成会は監督を補佐し、学校や地域との連携を図るとともに、子供たちの健全育成に寄与する但し、サッカー指導に関する権限は持たないものとする。

- | | | |
|-----|-------|--------------|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 1名（複数でも構わない） |
| (3) | 会 計 | 1名 |
| (4) | 広 報 | 1名（複数でも構わない） |

第9章

【役員選出】

第9条 前条の役員は、育成母集団の互選により選出する。

- (1) 会長は、本育成会を代表し、監督の補佐する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行することができる。
- (3) 会計は、本育成会の会計を担当する。
但し、会費の支出を行う際は監督の許可を得るものとする。
- (4) 広報担当は、クラブ員又は育成会の情報を伝える。

第10章

【役員任期】

第10条 育成会の役員任期は1年限りとする。従がって再任は認められない。役員に欠員の生じたときはそれを補充する。但し、その任期は前任者の残留期間とする。

第11章

【クラブ運営】

第11条 本クラブの運営は、クラブ費の定める会費・寄付金・補助金その他の収入によってなされる。会費については別に定める。

第12条

- (1) 会費は1人当たり1ヵ年36,000円とし、毎月3,000円づつの分割納入でもよい。
但し兄弟で入部の場合は、2人目以降の会費を月500円とする。
(上限3,500円)
- (2) 会費の変更は、育成会の3分の2以上の同意によって変更を認める。

第13条 会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。